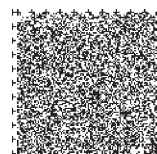


千代田区地域福祉計画 2016 概要版



千代田区



はじめに ～「千代田区地域福祉計画」の全体イメージ～

第1章 計画の基本事項（4ページ）



計画策定の趣旨

地域に関わるすべての人が協働して「地域共生社会」の構築を推進していくための計画

計画の位置づけ

社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」

計画の策定方法

「千代田区地域福祉計画策定委員会」を中心に区民や関係者の意見を反映して策定

計画の運用

計画期間は設定せず、概ね5年後に見直し、随時、各個別計画への反映状況等を管理

第3章 計画の基本的な考え方（5ページ）

基本理念

地域で暮らす多様な人々が、
つながり、支え合う、「地域共生社会」を実現する

第4章 推進施策（6～11ページ）



目標1 人にも街にも気軽にふれあえる、「ふらっと」な福祉のまちづくり

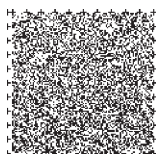
- 外出したくなる地域づくり
- 居住の安定確保
- 地域の中心となる福祉拠点機能の検討
- 幼少期からの福祉教育の充実
- 障害者や外国人への配慮
- 災害時における地域の体制整備

目標2 支援を必要とするすべての人が適切な支援を受けられる、 360度まるごとケアシステムづくり

- 地域福祉の中心となる地域包括ケアシステムの充実
- 地域課題解決のための体制強化
- 人権尊重と権利擁護の推進
- 福祉サービス事業者の活動支援・サービスの向上支援の充実
- 健康づくりの推進
- 福祉施策や地域活動に関する情報提供の充実

目標3 地域で活躍できる、福祉の担い手づくり

- 福祉の担い手づくり・人材育成
- 地域福祉活動への参加促進
- 区民同士の協働関係の構築および充実
- 地域福祉活動を行う主体への支援



第 2 章 区の地域福祉を取り巻く状況と課題 (4 ページ)



人口世帯数等の推移

千代田区は全国で最も人口増加率が高く、今後もマンションを中心に増加する見込み

地域資源の状況

ボランティア活動に参加する個人・団体・企業の増加傾向が続いている

地域福祉にかかる区民意識

住民の永住意向が強い、隣近所の交流の満足度が伸び悩み、高齢者施策に期待が高い

これからの地域福祉にかかる課題

身近なつながりや支え合い、地域資源の活用、ニーズの多様化に関する課題など



基本目標

- 目標 1 人にも街にも気軽にふれあえる、「ふらっと」な福祉のまちづくり
- 目標 2 支援を必要とするすべての人が適切な支援を受けられる、360 度まるごとケアシステムづくり
- 目標 3 地域で活躍できる、福祉の担い手づくり

第 5 章 ライフステージ別計画 (12～15 ページ)



■ 新生児（妊娠中も含む）・乳幼児期（5 歳以下）

母体や保護者に守られ、外出時には保護者と同行する場面が多い時期

■ 学童期（6～12 歳）

心身ともに成長が著しく、体験による多くの知識の吸収が可能な時期

■ 思春期（13～18 歳）

子どもから大人へと心身が大きく成長する時期

■ 青年期（19～39 歳）

進学や就職、結婚、子育て等、ライフスタイルの変化が大きい時期

■ 壮年期（40～64 歳）

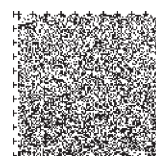
仕事や家庭で働き盛りであり、地域社会においても活動の中心を担うことが多い時期

■ 円熟期（65～74 歳）

企業をリタイアした人でも、元気で健康的な生活が可能な時期

■ 高齢期（75 歳以上）

尊厳をもって自立した生活を送る時期



第1章 計画の基本事項



計画策定の趣旨

千代田区では、増え続けるマンション居住者と、以前から区内に居住している区民との関わり合いをどのように構築するのか、課題となっています。

今後、区民や地域社会、行政等の関係機関が役割分担・連携して地域を支え、誰もが地域で暮らし続けることのできる、「地域福祉」の仕組みをつくることが求められています。

本計画は、そうした地域福祉の仕組みをつくり、地域に関わるすべての人が協働して「地域共生社会」の構築を推進していくための計画とします。

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」に位置づけられます。

また、「ちよだみらいプロジェクト（千代田区第3次基本計画2015）」の分野別計画のひとつとして、保健福祉領域の各個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要となる基本的な考え方を示すものです。

計画の運用

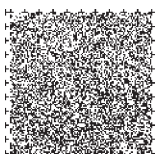
本計画は計画期間を設定しませんが、概ね5年後に見直すこととします。随時計画の進捗管理を行い、各個別計画への反映状況や、各施策の実施状況を検証し、本区における福祉施策の推進を図ります。

第2章 区の地域福祉を取り巻く状況と課題



これからの地域福祉にかかる課題

- マンション居住者の中には、地域とのつながりの少ない居住者が増えています。
- 高齢者の増加等により、身近な区民からの支援が必要な人が増えています。
- ボランティア活動への参加者が増える一方、高齢化などにより活動から離れる人もいます。
- ひとり親家庭やDV被害者、生活困窮者等、潜在的な福祉ニーズがみられます。
- 福祉サービスについて、苦情や相談が寄せられる状況が続いています。
- 住宅の耐震化や高齢者向け住宅の供給等を引き続き進めていく必要があります。
- 過去の大規模災害の経験を参考に、さらなる体制強化に努める必要があります。



第 3 章 計画の基本的な考え方



基本理念

地域で暮らす多様な人々が、つながり、支え合う、
「地域共生社会」を実現する

基本目標

目標 1 人にも街にも気軽にふれあえる、「ふらっと」な福祉のまちづくり

区内の多様な人々が、さりげなく、自然に助け合うことができるよう、ソフトとハードの両面からまちづくりを進め、地域で暮らす人や活動する人すべてが「ふらっと」気軽に出かけ、バリアを感じることはない「フラット」なまちにしています。

目標 2 支援を必要とするすべての人が適切な支援を受けられる、360 度まるごとケアシステムづくり

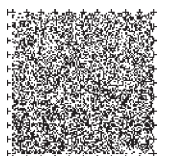
地域で複合的な問題を抱えている区民に対し、公助だけでなく、自助・協助も含めたさまざまなアプローチから支援する、全方位的な 360 度まるごとケアシステムづくりを進めます。

そのためには、地域で支え合う仕組みの再構築、福祉サービスの適切な量と質の確保や情報提供、権利を守る仕組みの整備、医療的支援の充実に取り組み、支援を必要とするすべての人が制度の狭間に落ちることのないよう、適切な支援を行います。

目標 3 地域で活躍できる、福祉の担い手づくり

町会や地域活動団体、NPO 法人、ボランティア団体等が行う地域福祉活動に、区民だけではなく企業や大学等担い手になり得る主体にも働きかけながら、一人でも多くの人に関心を持ち、積極的に関わることができるよう、誰もが地域で活躍できる、福祉活動の土台をつくります。

地域福祉活動についての情報の提供、多様な主体や働くことを通して行う地域福祉活動、福祉人材の育成、家族介護者等への支援、地域福祉活動の協働関係の構築を進めます。



第4章 推進施策

目標

1

人にも街にも気軽にふれあえる、
「ふらっと」な福祉のまちづくり

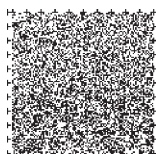


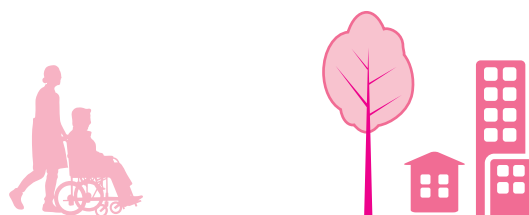
推進施策



施策の方向性

1 外出したくなる地域づくり	●ソフト面では、外出したくなるような機会の創出や地域とふれあう場を提供します。 ●ハード面では、誰もが気軽に安心して外出できるよう、道路や交通機関、公共施設等のバリアフリー化を進めます。
2 居住の安定確保	●心身の状況や生活スタイル等に応じて、住宅改修への支援や高齢者・障害者向け住宅の適切な供給を図ります。 ●医療機関や福祉サービス事業者に対して、職員の住宅確保を支援することで、負担軽減や災害時等の事業継続を図ります。
3 地域の中心となる福祉拠点機能の検討	●高齢者や障害者、子ども等を対象に、必要な機能を柔軟に組み合わせて提供する拠点機能について検討します。
4 幼少期からの福祉教育の充実	●幼少期から、高齢者や障害者等との交流を促進し、福祉教育や多様性を認め合う教育を断続的に実施します。
5 障害者や外国人への配慮	●障害者や外国人に対する配慮の推進、区や関係機関等の職員による円滑な意思疎通の推進に努めます。
6 災害時における地域の体制整備	●区民の命の安全確保を最優先し、過去の災害を教訓に、さまざまな視点での体制整備を進めます。



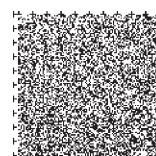


区の役割（主なもの）



個人や地域にできること（主なもの）

■地域福祉交通「風ぐるま」を運行し、地域の足としての面的な移動を支援します。	◆区や社会福祉協議会が実施する講座や講習会等に積極的に参加し、外出を楽しみましょう。（個人） ◆地域のイベント等、ご近所同士お互いに誘い合って参加しましょう。（地域）
■それぞれ心身の状況や住宅の状況に応じて、住宅のバリアフリー化・耐震化の支援、施設への住み替えを円滑にできるよう支援します。	◆居宅のバリアフリーが必要なとき、公共の住宅や施設への入居を希望するときは、区や関係機関に相談しましょう。（個人） ◆地域の高齢者等を訪問した際、住まいについての相談を受けたときは、必要に応じて区や関係機関などの相談窓口を紹介しましょう。（地域）
■現在の各分野の拠点機能や複合的な問題への対応方法等について、より効果の高い対応に向けた検討を進めます。	◆区民一人ひとりが地域に必要な機能について考え、地域づくりに参加しましょう。（個人・地域）
■お互いの人格と個性を尊重し合う気持ちを育むため、福祉教育の充実を図ります。	◆家庭や地域、関係団体等が連携し、地域全体で子育てを応援しましょう。（地域） ◆日頃から、地域の中で積極的にあいさつを交わすなど、お互いに声を掛け合い、困ったときは助け合える関係を築きましょう。（地域）
■区内に設置されている各種案内表示等のサインを、周辺のまち並みや景観にも配慮して、分かりやすい表示へと整備します。	◆区や社会福祉協議会が実施する障害への理解や共生意識、人権意識を高める事業やさまざまな講座、講習会等に積極的に参加し、理解を深めましょう。（個人）
■災害時に支援が必要な区民（災害時要配慮者）の状況把握や避難行動支援、避難所での生活支援に向けた体制整備を進めます。	◆日頃から防災への意識を高め、地域が一体となった避難所運営や、高齢者や障害者等、災害時要配慮者の把握に努めましょう。（個人・地域）



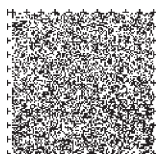


推進施策



施策の方向性

1 地域福祉の中心となる 地域包括ケアシステムの充実	●「地域包括ケアシステム」により、地域で課題を抱えて生活する区民の支援に向けた体制の整備・充実を図ります。
2 地域課題解決のための体制強化	●支援が必要な区民の情報の把握とともに、当事者が深刻な状況に陥る前の積極的なアプローチ体制の構築を進めます。 ●既存の制度やサービスだけでは対応できない課題に対して、解決につなげるコーディネート機能を強化します。
3 人権尊重と権利擁護の推進	●地域の協力を得ながら、虐待を受けている高齢者や障害者、子ども等の早期発見と迅速な問題解決に努めます。 ●成年後見制度の普及・利用促進とともに、多様な人々が地域で安心して生活できる地域の実現を目指します。
4 福祉サービス事業者の活動支援・サービスの向上支援の充実	●多様な経営主体の参入を促すための支援策を講じ、サービスの量と質の確保を図り、サービス利用者の選択肢を広げます。
5 健康づくりの推進	●主体的な地域活動の支援や、健（検）診の実施等により、生涯を通じた健康づくりの推進を図ります。
6 福祉施策や地域活動に関する情報提供の充実	●さまざまな機会を通じて、地域情報や、支援制度等、区民に向けた適切な情報提供を行っていきます。



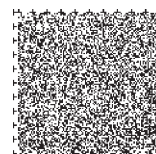


区の役割（主なもの）



個人や地域にできること（主なもの）

■多職種の連携促進に努め、課題を抱えるあらゆる区民を対象とした「地域包括ケアシステム」の拡大・深化を図り、複合的な問題に対して横断的に対応します。	◆区民一人ひとりが地域における役割を担う意識を持ちましょう。（個人） ◆近隣や身近な人と地域での福祉活動について話し合う機会を設けましょう。（地域）
■区民の生活課題の状況把握に努めます。特に、マンション等集合住宅においては、より積極的なアプローチが必要になることから「マンション地域生活協力員」を任命・配置するなど、マンション居住者に向けての取り組みを進めます。	◆自己の問題や、親しい人から相談された問題は一人で抱え込まず、まずは身近な人に相談しましょう。（個人） ◆日頃から、地域の中でお互いに声を掛け合い、困ったときは助け合える関係を築きましょう。（個人・地域）
■虐待防止の啓発活動や関係部署との連携強化を図り、高齢者、障害者、子どもに対する虐待を防止するとともに、DV等配偶者の暴力から被害者を守る取り組みを進めます。	◆区や社会福祉協議会で実施している、区民向け成年後見講座等の権利擁護に関する事業やイベントを活用し、成年後見制度についての理解を深めましょう。（個人） ◆日常生活の中でお互いを思いやり、差別や偏見のない地域づくりを進めましょう。（地域）
■福祉サービスの量と質の確保・向上を図るため、福祉サービスの提供に関わる人材の育成・確保を支援します。	◆地域で活動する団体は、区と協働して、地域のニーズや課題解決に対応した活動や福祉サービスを提供しましょう。（地域） ◆福祉サービス事業者は、サービス評価制度の受審により、サービス事業者としての質を高めましょう。（地域）
■区や区民の特性に合わせた健康づくり計画や対策を検討し、対象や世代に応じた取り組みを進めます。	◆身近な場所楽しんで続けられる活動を見つけ、信頼できる仲間づくりに努めましょう。（個人）
■地域で活動する団体や機関等が主催するイベント・行事、活動等、さまざまな機会を通して福祉施策や地域活動について周知していきます。	◆町会や地域活動にも目を向け、自らも地域情報を収集しましょう。（個人） ◆日常的な活動の中で心配な人がいたら、適切な相談窓口へつなぎましょう。（地域）



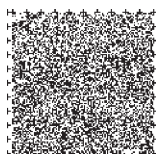


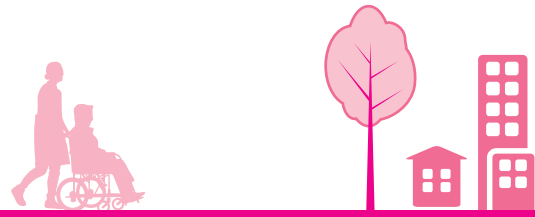
推進施策



施策の方向性

1 福祉の担い手づくり・人材育成	●専門職、区民によるボランティア活動等、幅広い福祉の担い手や人材の確保・育成を進めます。
2 地域福祉活動への参加促進	●多くの区民が、状況に応じて役割を持ち、支え合いながら、地域福祉活動に参加し活躍できる地域づくりを進めます。
3 区民同士の協働関係の構築および充実	●地域での区民同士の助け合いの体制（協働関係）づくりを支援します。
4 地域福祉活動を行う主体への支援	●地域福祉活動を行う主体が安定した活動を行えるよう、さまざまな面において支援し、活動のさらなる活性化を図ります。





区の役割（主なもの）



個人や地域にできること（主なもの）

■地域における福祉課題の解消に向けて、複合的な問題に対応が可能な調整能力を持つ人材の確保・育成に努めます。

- ◆自らの知識や経験を生かして、できる範囲で地域福祉活動に参加しましょう。（個人）
- ◆近隣や身近な人と、地域での福祉活動について話し合ってみましょう。（地域）

■地域福祉活動団体の活動について情報提供に努めるとともに、自主的な講座や講習会の開催を支援します。

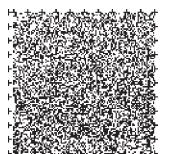
- ◆年齢や身体の状態に関わらず、地域福祉活動に興味を持ったときは身近な活動から参加してみましょう。（個人）
- ◆地域の中にある大学や企業に、地域イベント等への参加を呼び掛けましょう。（地域）

■多様な主体による見守りネットワークづくりを進めます。

- ◆地域での協働関係を築くために、地域で開催されるイベント・行事等に参加しましょう。（個人）
- ◆地域の中で孤立している人がいたら、どのように関わっていくべきか、地域で考えましょう。（地域）

■地域福祉活動を行う主体の活動内容に応じて、場所の提供や人材確保のための効果的な支援を行います。

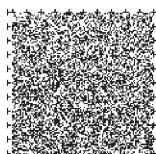
- ◆地域福祉活動を行う主体やその活動内容に関心を高め、可能な範囲で参加しましょう。（個人）
- ◆区民や地域で活動する人の関心を高め、誰でも参加できる団体運営に努めましょう。（地域）

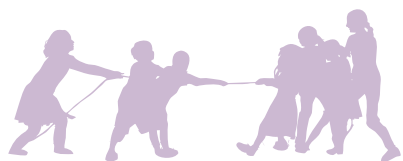


第5章 ライフステージ別計画

ライフステージ別の取り組み

 ライフステージ	 家庭や本人にできることの一例
1 新生児（妊娠中を含む）・乳幼児期（5歳以下） 保護者に守られ、外出時には保護者と同行する場面が多い時期です。	子育てを応援するさまざまな施策や集いの場等も活用し、子どもと過ごす貴重な時間を楽しみながら過ごしましょう。
2 学童期（6～12歳） 小学生の時期にあたり、心身ともに成長が著しく、体験による多くの知識の吸収が可能な時期です。	親子でさまざまな体験をし、地域とつながるきっかけを増やしましょう。
3 思春期（13～18歳） 中学生・高校生の時期にあたり、子どもから大人へと心身が大きく成長する時期です。	学校での集団生活やさまざまな人と出会う中で多様性に触れ、個性について考えてみましょう。





地域にできることの一例

区の役割（主なもの）

地域全体で子育てを応援することを考えてみましょう。

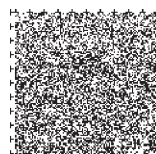
- 妊娠、出産、子育てについての相談体制を充実します。
- 子どもが楽しく安全に遊べる場所や、親子でさまざまな体験ができる機会を提供します。

子どもの安全を守り、お互いの信頼関係を築くために、地域の中であいさつを交わすことから始めてみましょう。

- いじめを防止し、早期対応できる体制を構築します。
- 放課後等の子どもの居場所や活動できる場を提供します。

地域でのつながりや支え合いについて、地域の中で考えてみましょう。

- 心身の悩みについて相談できる体制を構築します。
- さまざまな体験や自由に活動できる場を提供します。



ライフステージ別の取り組み



ライフステージ



家庭や本人にできることの一例

4 青年期（19～39歳）

高校を卒業し、進学や就職、結婚、子育て等、ライフスタイルの変化が大きい時期です。

自身や家族と地域との関わり方について考えてみましょう。

5 壮年期（40～64歳）

仕事や家庭で働き盛りの多忙な時期です。また、地域社会においても活動の中心を担うことが多い時期でもあります。

積極的に地域活動に参加し、地域の仲間をつくりましょう。

6 円熟期（65～74歳）

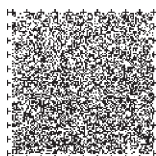
前期高齢者の時期にあたり、企業をリタイアした人でも、元気で健康的な生活が可能な時期です。

自分にあった健康維持や健康増進に努め、積極的に地域と関わりを持ちましょう。

7 高齢期（75歳以上）

後期高齢者の時期にあたり、尊厳を持って自立した生活を送る時期です。

老いと向き合いながらこれからの暮らしを考えてみましょう。





地域にできることの一例

区の役割（主なもの）

地域で助け合い、支え合える関係を築くため、地域社会の人々がつながるきっかけについて考えることから始めてみましょう。

- 各種健（検）診や予防活動を実施します。
- 地域活動、社会貢献活動に参加できるよう支援します。

お互いに見守り合い、変化に気づく、そのような支え合いの関係を広げ、深めてみましょう。

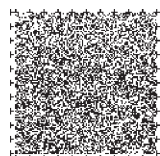
- 健康状態のチェックや生活習慣病を予防する取り組みを進めます。
- 自分に合ったサービスや生活について相談できる体制を整えます。

近所にどのような人が生活しているか、お互いに把握することから始めましょう。

- 健康寿命の延伸に向けた取り組みを進めます。
- 介護と社会参加の両立ができるよう支援します。

高齢期の区民に対して、お互いに声を掛け、あいさつを交わすところから信頼関係を築いていきましょう。

- 地域の中で孤立しないよう見守り体制を強化します。
- 在宅生活を支援するサービスを提供します。



千代田区地域福祉計画 2016 概要版

発行 千代田区

編集 千代田区保健福祉部福祉総務課

〒102-8688 東京都千代田区九段南1丁目2番1号

電話 03-5211-4210（直通）

千代田区のホームページアドレス <http://www.city.chiyoda.lg.jp/>

